

# 戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法案要綱

## 第一 目的

(第一条関係)

この法律は、戦後強制抑留者が、戦後、酷寒の地において、長期間にわたって劣悪な環境の下で強制抑留され、多大の苦難を強いられたこと、その間において過酷な強制労働に従事させられたこと等の特別の事情にかんがみ、及び戦後強制抑留者に係る強制抑留の実態がいまだ十分に判明していない状況等を踏まえ、これらの戦後強制抑留者に係る問題に対処するため、戦後強制抑留者の労苦を慰藉<sup>しや</sup>するための特別給付金を支給するための措置を講じ、併せて強制抑留の実態調査等に関する基本的な方針の策定について定めることを目的とすること。

## 第二 定義

(第二条関係)

この法律において「戦後強制抑留者」とは、昭和二十年八月九日以来の戦争の結果、同年九月二日以後ソヴィエト社会主義共和国連邦又はモンゴル人民共和国の地域において強制抑留された者をいうこと。

## 第三 特別給付金

### 一 特別給付金の支給

(第三条第一項関係)

本邦に帰還した戦後強制抑留者でこの法律の施行の日において日本の国籍を有するものには、独立行政法人平和祈念事業特別基金（以下「基金」という。）が特別給付金を支給すること。

二 支給内容

（第四条関係）

特別給付金の額は、次の表の上欄に掲げる戦後強制抑留者の帰還の時期の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額とし、これを一時金として支給すること。

帰 還 の 時 期	特 別 給 付 金 の 額
昭和二十三年十二月三十一日まで	二五〇、〇〇〇円
昭和二十四年一月一日から昭和二十五年十二月三十一日まで	三五〇、〇〇〇円
昭和二十六年一月一日から昭和二十七年十二月三十一日まで	七〇〇、〇〇〇円
昭和二十八年一月一日から昭和二十九年十二月三十一日まで	一、一〇〇、〇〇〇円
昭和三十年一月一日以降	一、五〇〇、〇〇〇円

三 支給手続等

（第三条第二項から第四項まで、第五条から第十二条まで及び第十四条関係）

1 特別給付金の支給を受ける権利の認定は、これを受けようとする者の請求に基づいて、基金が行う

こと。

- 2 1の請求は、総務省令で定めるところにより、平成二十四年三月三十一日までに行わなければならないこととし、当該期間内に請求をしなかった者には、特別給付金は支給しないこと。
- 3 その他特別給付金の支給を受ける権利の承継、特別給付金の支給を受ける権利の譲渡又は担保の禁止、基金の役職員等の秘密保持義務及びその違反に対する罰則等、特別給付金の支給に関し必要な事項を規定すること。

#### 第四 強制抑留の実態調査等に関する基本的な方針

(第十三条関係)

- 1 政府は、強制抑留の実態調査等（戦後強制抑留者に係る問題のうち特別給付金の支給により対処するもの以外のものに対処するために行う、その強制抑留の実態調査その他の措置をいう。2において同じ。）を総合的に行うための基本的な方針（2及び3において「基本方針」という。）を定めなければならないこと。
- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとすること。
  - (1) 強制抑留の実態調査等に関する基本的方向

- (2) 次に掲げる措置の実施に関する基本的事項
  - ① 強制抑留下において死亡した戦後強制抑留者についての調査（その埋葬された場所についての調査を含む。）
  - ② 強制抑留下において死亡した戦後強制抑留者の遺骨及び遺留品についてのその収集及び本邦への送還その他の必要な措置
  - ③ ①又は②に掲げる措置と併せて行う戦後強制抑留者に係る強制抑留の実態の解明に資するための調査
- (3) 戦後強制抑留者の労苦についての国民の理解を深め、及びその戦争犠牲としての体験の後代の国民への継承を図るための事業並びに本邦に帰還することなく死亡した戦後強制抑留者に対する追悼の意を表すための事業の実施に関する基本的事項
- (4) 強制抑留の実態調査等として行う措置のうち(2)及び(3)に定めるもの以外のものの実施に関する基本的事項
- (5) 強制抑留の実態調査等についての関係行政機関相互間の連携協力体制の整備に関する基本的事項

(6) 強制抑留の実態調査等についての地方公共団体及び戦後強制抑留者に関する支援等の活動を行う

国内外の民間の団体その他の関係者との連携に関する基本的事項

(7) その他強制抑留の実態調査等に関する重要事項

3 政府は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならないこと。

## 第五 附則

### 一 施行期日

(附則第一条関係)

この法律は、公布の日から施行すること。ただし、第三の三3の罰則は公布の日から起算して二十日を経過した日から、第四は公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

### 二 経過措置

(附則第二条関係)

第三の三1にかかわらず、特別給付金の支給の請求は、この法律の施行の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日までの間は、行うことができないこと。

### 三 独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の一部改正

(附則第三条関係)

- 1 基金の業務として、特別給付金の支給に関する業務を追加すること。
- 2 基金は、特別給付金の支給に関する業務に必要な費用に充てるため、その資本金の一部を取り崩すことができるものとする。この場合において、当該取り崩した額に相当する金額については、基金に対する政府の出資はなかったものとし、基金は、その額により資本金を減少するものとする。

### 四 独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律の一部改正

(附則第四条関係)

- 1 独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律を廃止する期日を「平成二十二年九月三十日までの間において政令で定める日」から「平成二十五年四月一日までの間において政令で定める日」に改めること。
- 2 基金は、平成二十二年九月三十日までの間において政令で定める日から基金の解散の日の前日までの間においては、特別給付金の支給に関する業務（これに附帯する業務を含む。）以外の業務を行わないものとする。

3 基金の財産で主として特別給付金の支給に関する業務（これに附帯する業務を含む。）以外の業務の用に供されているもののうち政令で定めるものは、2の政令で定める日に国が承継し、一般会計に帰属するものとする。